

茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自らごみを持ち出すことが困難な高齢者世帯等に対し、声掛けを行いながらごみを戸別収集する事業（以下「安心まごころ収集」という。）を実施することにより、在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、茅ヶ崎市に住所を有する者であって次の各号のいずれかに該当する世帯の構成員で、自らごみを持ち出すことが困難な者とする。ただし、ごみの持ち出しについて協力を得ることができる親族や近隣住民等がいると市長が認めるときは、安心まごころ収集の対象者としない。

- (1) 身体障がい者のうち、在宅で肢体不自由の障がいの程度が1級若しくは2級の者
- (2) 在宅の高齢者（65歳以上）で要支援1から要介護5の者まで
- (3) 前各号のほか、同等の状態にあると市長が認める者

(申請)

第3条 安心まごころ収集を利用しようとする者は、安心まごころ収集申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、安心まごころ収集を利用しようとする者のほか、その者の親族、その者の介護に係る者等（以下「関係者」という。）が行うことができる。

3 第1項の規定による申請は、出張所、支所、福祉部障がい福祉課、福祉部高齢福祉課又は環境部環境事業センターの窓口へ提出するものとする。

(審査及び調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請に係る者の世帯を訪問し調査を行うものとする。

2 前項の調査には、安心まごころ収集を利用しようとする者のほか、関係者が立ち会うものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の審査及び調査の結果、安心まごころ収集の利用の可否を決定したときは、その内容を安心まごころ収集決定通知書（第2号様式）により安心まごころ収

集の利用者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

- 2 環境部環境事業センターは、利用者について、氏名、住所、その他必要な事項を登載した利用者台帳を整備し、その情報は、福祉部障がい福祉課及び福祉部高齢福祉課において共有するものとする。

（収集するごみの種別と分別）

第6条 安心まごころ収集により収集するごみの種別は、次のとおりとする。

(1) 燃やせるごみ

(2) 燃やせないごみ

(3) 資源物

ア びん

イ かん

ウ ペットボトル

エ 古紙類

オ 衣類、布類

カ プラスチック製容器包装類

キ 廃食用油

ク 金属類

- 2 利用者は、前項のごみを出すときには「ごみと資源物の分け方・出し方」にしたがって分別を行い、市が指定するごみ袋に入れて出すものとする。

（収集の方法）

第7条 利用者のごみの収集日、収集時間及び収集場所は、利用者と協議の上、別に定める。

- 2 環境部環境事業センターは、前項の規定により決定した収集場所からごみを収集する。

（安否確認）

第8条 安心まごころ収集において、環境部環境事業センターは、戸別収集をするときは利用者へ声掛けを行うことで、安否を確認するものとする。

- 2 福祉部障がい福祉課、福祉部高齢福祉課又は環境部環境事業センターは、声掛けに対する返事がないなど、利用者に異変を感じたときには、関係者に当該利用者の安否確認

を求めるものとする。

(変更、停止及び再開の連絡)

第9条 利用者は、第4条に規定する申請の内容に変更があったときは、速やかに市長へ連絡しなければならない。

2 利用者は、安心まごころ収集の利用を停止するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

3 前項の規定により利用を停止した利用者が、安心まごころ収集を再開するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

(中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、安心まごころ収集の利用を中止することができる。

(1) 利用者から中止の連絡があったとき。

(2) 安心まごころ収集の利用世帯において、当該世帯に属する者全員の福祉施設への入所、親族との同居その他の事由により安心まごころ収集を利用する必要がなくなったとき

(3) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

(4) その他安心まごころ収集を実施するのが困難なとき

2 市長は、前項の規定により利用を中止したときは、茅ヶ崎市安心まごころ収集中止通知書（第3号様式）を利用者に送付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定する事務等は環境部環境事業センターが所管し、福祉部障がい福祉課及び福祉部高齢福祉課は環境部環境事業センターと連携して事業を行うものとする。

2 環境事業センターは、前項の規定による連携を強化するため、安心まごころ収集事業連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するものとし、連絡会の組織、運営等は別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱の廃止)

2 茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱(平成20年3月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。